

杉戸町商工業経営継続緊急支援事業

# エネルギー価格高騰対策支援金 申請要領

## 申請期間

令和5年7月18日（火）～令和5年10月31日（火）

## 申請方法・提出先

### 【申請方法】

郵送（消印有効）

### 【提出先】

〒345-0036

杉戸町杉戸1-10-21

杉戸町商工会 エネルギー価格高騰対策支援金担当 宛

杉戸町商工会

## エネルギー価格高騰対策支援金

### 1. 目的

エネルギー価格高騰といった経済環境変化が、町内事業者の事業運営に甚大な影響を与えていることを踏まえ、町内中小企業者（商工業者）に対し、事業継続の一助としていただく為、支援金を支給します。

### 2. 申請期間

令和5年7月18日（火）～令和5年10月31日（火）

### 3. 対象者

次の要件のすべてを満たす者とします。

- (1) 令和5年6月9日（金）時点において町内に本社又は主たる事業所を有する商工業者であること。（大手企業、直営チェーン店を除く）
- (2) 主たる収入として事業による売上「事業収入」、又は不動産による収入「不動産収入※」を得ている商工業者であること。

※不動産収入・・・不動産収入のある方のうち、事業とみなされない他の収入（給与・年金・雑など）のある方は、収入全体の50%以上を不動産収入が占めていること。

- (3) 今後も事業を継続する意思があること。
- (4) 以下のいずれにも該当しないこと。
  - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」及び同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を営む個人事業者又は法人
  - ・ 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者、代表者又は役員が暴力団員等となっている法人
  - ・ 政治団体
  - ・ 宗教上の組織又は団体
  - ・ その他本給付金の趣旨、目的に照らして適当でないと認められる個人事業者又は法人（会社員による副業等また主たる収入が農業収入の事業者）

### 4. 支給額

2万円

### 5. 支給回数

1事業者につき1回まで

## 6. 申請書類

以下の書類をそろえて、申請してください。

『商工会員の方』 ※添付書類が一部省略となります。

- (1) エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 申請者名義の通帳の写し（通帳の表紙 及び 通帳を開いた1・2ページ）  
※(2)は省略できる場合がございます。様式第1号の内容をご確認ください。支給対象の要件等確認の為、追加で書類の提出をお願いする場合がございます。

『商工会員でない方』

- (1) エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第2号）
- (2) 申請者名義の通帳の写し（通帳の表紙 及び 通帳を開いた1・2ページ）
- (3) 町内に本社又は主たる事業所を有していることが分かる書類の写し

【個人事業者】

- ①直近の確定申告書B第一表  
※税務署の收受印等があるもの、e-taxの場合は「受信通知」も提出。
- ②本人確認書類の写し ※個人事業主のみ
  - ・運転免許証
  - ・健康保険証
  - ・マイナンバーカード など

【法人】

- ①法人番号が分かる書類の写し（いずれか一つ）
  - ・履歴事項全部証明書：3ヶ月以内に発行
  - ・直近の確定申告に係る法人事業概況説明書

【新規創業者】※令和5年6月9日（金）以前に開業された方が対象。

- ①開業届（控え）  
※税務署の收受印等があるもの、e-taxの場合は「受信通知」も提出。
- ②事業活動の実態が証明できる書類（例）
  - ・業務請負契約書、代理店契約書、工事契約書
  - ・出荷伝票、売上傳票
  - ・取引相手から発行された・請求書、領収書、納品書など

## 7. 申請方法及び提出先

【申請方法】

郵 送（10月31日（火）消印有効）

申請書類一式を、杉戸町商工会まで郵送してください。

## 【提出先】

〒345-0036

杉戸町杉戸1-10-21

杉戸町商工会 エネルギー価格高騰対策支援金担当 宛

※郵送等にかかわる費用は申請者負担となります。

## 8. 申請から支援金支給までの流れ

### (1) 申請

申請書兼請求書その他必要な書類を添えて、申請期間内に郵送（消印有効）にて申請してください。



### (2) 申請書類審査

申請書受付後、杉戸町商工会で書類審査を行います。書類の不備や記載内容に不明な点等があった場合は、電話等にて確認させていただきます。



### (3) 支援金支給（申請受付から3週間程度）

書類審査が完了後、エネルギー価格高騰対策支援金交付決定・否決定通知書（様式第3号）を送付します。

書類審査で支給が決定された方には、ご指定の口座へ振込の手続きを行います。

## 9. 注意事項

- (1) 本支援金を受給後に、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金受給相当額を返還していただきます。
- (2) エネルギー価格高騰対策支援金の支給を受ける権利は、譲渡したり、担保に供したりすることはできません。
- (3) ご記入いただいた個人情報は、本事業に関する以外には使用しません。
- (4) 詐欺や悪質商法にはご注意ください、不明な点があればお問合せください。

## お問 合 せ

杉戸町商工会

エネルギー価格高騰対策支援金担当

電話 0480-32-3719

（月曜日～金曜日 9：00～16：00）